

令和5年度公民連携アドバイザー・リスト登録要領

1. 趣旨

一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）では、①地方公共団体における公民連携事業の事例等に関する調査・研究のため、公民連携事業を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は財団の担当職員（以下「アドバイザー」という。）を講師として派遣し、現地調査を行うと同時に助言を行う「公民連携アドバイザー派遣事業」（以下「本事業」という。）、②公民連携事業に関する相談業務等を実施している。

本登録制度は、公民連携事業に関する高度な専門知識を有する人材を広く募り、令和5年度公民連携アドバイザー・リスト（以下「アドバイザー・リスト」という。）に登録するものである。

財団は、アドバイザー・リストに登録されているアドバイザー（以下「登録アドバイザー」という。）の中から本事業で講師として派遣するアドバイザー（以下「派遣アドバイザー」という。）を選定する。また、財団に対する公民連携事業に関する相談業務について、登録アドバイザーに協力を求めることができる。

（注）本要領における「公民連携事業」とは、令和5年度公民連携アドバイザー派遣事業実施要綱第2条の定義によるものとする。

2. 登録期間

登録日～令和6年3月末日

3. 業務等

（1）派遣アドバイザー業務

派遣アドバイザーの業務は次のとおりとする。

①資料作成業務

派遣アドバイザーは、財団からの依頼に基づき、本事業において採択された地方公共団体（以下「採択団体」という。）への助言に必要な資料（以下「助言資料」という。）を作成し、財団が指定する期日までに電子媒体で財団に提出するものとする。

* 1 助言資料の著作権は、当該派遣アドバイザー又はその指定により同アドバイザーが所属する組織に帰属するものとして、財団及び採択団体において取り扱う。

* 2 財団は、助言資料の著作権者の承諾を得たうえで、同資料を公民連携ポータルサイト等において公開する。なお、公開する助言資料は、派遣アドバイザーにより、その一部又は公開用に新たに作成した資料に代えることができる。

②助言業務

派遣アドバイザーは、財団と協議のうえ財団が決定した日時に、財団の指定する場所へ赴き、助言を行うものとする。

ただし、財団が認める場合には、現地に赴かず通信等その他の手段を用いて実施することができる。

(2) 相談業務等

登録アドバイザーは、財団から公民連携業務に関する相談について見解を求められた場合、速やかに応じるものとする。なお、この業務は無償とする。

4. 登録申請のための要件

アドバイザー・リストへの登録を申請する者（以下「申請者」という。）及び申請者が登録を希望するアドバイザー（以下「登録希望アドバイザー」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 申請者

申請者は単独の企業又は団体に限ることとし、複数の企業若しくは団体又はアドバイザー個人による申請は受け付けない。

(2) 登録希望アドバイザー

登録希望アドバイザーは、国又は地方公共団体における公民連携事業の業務において相応の実績を有していなければならない。

5. 提出書類

申請者は、次の（１）～（５）の書類を財団に提出する。

なお、登録希望アドバイザーが地方公共団体の職員である場合、（２）、（５）の提出は要しない。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 登録申請書（様式1） | 1部 |
| (2) 業務受託一覧表（様式2） | 1部及び電子データ |
| (3) 業務主担当事業一覧表（様式3） | 1部及び電子データ |
| (4) 登録希望アドバイザーの実績等（様式4） | 1部及び電子データ |
| (5) 申請者概要書（様式は任意） | 1部 |

*書式は、A4サイズ・縦型・横書き・左綴じとする。使用ソフトは、「Microsoft Word」とする。

*書類の提出は、持参又は郵送とするが、電子データは、電子メールでの提出とする。

*申請者概要書については、資本金、業務概要、従業員数は必ず記載するものとし、パンフレット等も可とする。

6. 可否の決定及び通知

財団は、提出書類により登録申請のための要件が満たされていることを確認し、アドバイザー・リストへの登録について可否を決定したときは、申請者に対しその結果を通知す

る。

7. その他留意事項

- (1) 同一の企業又は団体に所属する登録アドバイザーは、「令和5年度公民連携アドバイザー派遣事業実施要綱」第2条各号のそれぞれにつき5名以内とする。なお、各号の事業に重複して登録することができる。
- (2) 登録アドバイザーは、業務遂行にあたり知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (3) 申請者は、申請者の住所、名称等又は登録アドバイザーの登録事項に変更があった場合は、変更届（様式5）により速やかに財団まで報告しなければならない。